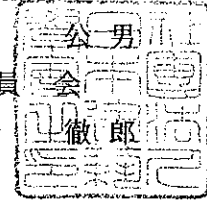


2007年9月10日

国土交通省住宅局
局長 和泉 洋人 殿
社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会
建築士制度小委員会
委員長 村上 周三 殿

社団法人 日本建築学会
全国建築系大学教育連絡協議会

会長 斎藤 公男
同 運営委員 会
委員長 小野 徹郎



建築士試験要件見直しについての要望

拝啓 時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会の標記見直し検討に関しては、私ども全国建築系大学教育連絡協議会（別添資料参照）として、教育に関わる重要な事項が審議されており重大な関心を持ってまいりました。今後、建築士試験要件の具体的な内容が審議されると伺っておりますので、全国建築系大学教育連絡協議会の総意として、下記の3項目について要望致します。何卒、私どもの意見について、十分にご配慮下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

①学歴要件（指定科目の設定）

建築系大学における教育は、職能人としての幅広い基礎知識と思考力、創造力、倫理観を涵養することに主眼をおき、また建築職能の多様性に照らしてホリスティックな教育が行われ、その伝統は今後も継承されるべきと考える。したがって、指定科目を設定するにあたっては多様な教育に制約が加わることのないように十分留意されたい。また逆に限られた指定科目だけで良しとする教育が行われないように、修得総単位数を要件とするなど、建築系教育科目全体に対する枠組みの設定も必要である。

建築（Architecture）が、本来芸術と技術の融合の上に成り立っていることは今更言うまでもないことであり、そのことはとりもなおさず建築教育の多様性と総合性を示唆している。これまで日本の建築教育としての学部教育においては、バランスの取れたホリスティックな教育が行われてきた永い歴史があり、今後もこうした方向に配慮する必要がある



と考える。

一方、建築の総合性に鑑みれば、建築士に必要な教育はソフトからハードまで当然幅広いものとなり、大学をはじめとする高等教育の場は、それぞれの専門分野でのバランスの中で系統的に建築教育ができる唯一の場と言っても過言ではない。また資格試験そのものでは、そのシステムからして極めて部分的にしか基礎能力を判断することが出来ないことはやむを得ない。従って受験資格要件として、必要な分野の系統的な教育履修を経てきたかどうかを問うことは必要不可欠である。しかし建築技術者として必要な科目をあまり狭く捉えることは、建築の多様性、総合性を失わせることになる。また指定科目の設定によっては、必要最小限の科目設定による建築教育の出現を招き、結果的に建築教育の本質的なレベル低下を引き起こすことになる。また幅広く、詳細に指定科目を設定し過ぎることは、各大学建築教育の多様化を阻害することになる。従って科目指定に当たっては、建築教育の全体に対する修得規定（枠組みの設定）と建築士受験要件としての緩やかでバランスの取れた科目指定が重要である。当然これまでの学科認定における科目との連続性も考慮に入れて設定することも必要である。また将来的には建築の総合性を考え、あらためて建築教育プログラムに対する認定の方向も探るべきだと考える。

②実務経験要件

建築を志す者の多くは建築の設計に魅力を感じ、建築士資格取得を目指して建築学科に入学してくる。しかしながら、卒業後の実務としては設計のみならず多くの建築に関わる分野に進出し、狭い意味での設計業務に携わることのできる者は極めて限定的である。建築の諸分野に優れた人材を確保するためにも、資格取得を目指す者の受験要件として必要な実務経験は、設計・工事監理業務のみならず、可能な限り幅広い周辺の諸業務に拡げていただきたい。

これまで建築士は建築諸技術全般にわたる包括的素養を有する技術者と捉えられ、「建築士制度は建築物の質の確保と向上を図る観点から建築に関する広範な技術者を確保、養成するための制度として構成された（基本制度部会答申）」。建築分野の職能は、意匠設計、構造設計、設備設計、施工、街づくり、景観設計など多種に及び、これら専門職能の調和統合の上に我が国の建築物の質の確保と向上が実現されてきた。すなわち設計・工事監理業務の遂行能力だけでなく、建築施工、建築企画・計画、あるいは法令運用及び建築行政から教育・研究開発まで各領域の専門家集団としての建築士が一つの機能集団を構成してきた。もとより建築系大学の教育はこれら多様な職能に向けた幅広い基礎知識と思考力・創造力・倫理観を備えた者を送り出してきた。このように長年にわたり構築されてきた建築士制度と教育制度の相互関係に鑑みると、建築士試験の実務経験要件を「設計及び工事監理を行うために必要な基礎的経験」に過度に限定することは、建築分野を志す若者の意欲を減退させ、建築教育界にとっても多大な影響を蒙ることになりかねない。



③大学院教育と実務経験認定

我が国大学の建築系教育では学部4年+大学院修士2年として、教育の国際同等性を確保するとともに、2年間の大学院教育・研究期間によって「高度な専門家教育」を効率的に実施することによって、我が国の建築の質の向上に大きく寄与してきた。したがって、大学院修士課程を、「高度な専門家教育」に対応する実務経験として認定されたい。

大学院教育における実務認定の廃止は、建築家、建築技術者を目指す若者の大学院進学
の意欲を喪失させることになる。建築に携わる者には建築高等教育は不必要であり、単に
実務が正しく処理（羈束性としての処理）できればよしとすることにも繋がる。今回の耐
震偽装事件はこうした高度な建築教育、知識、倫理が欠落したまま、単に構造計算をする
中で生まれたとも考えられ、大学院教育の必要性を逆に示唆している。大学院教育の実務
経験認定の廃止は建築系大学院への進学者の減少に繋がり、最終的には我が国の建築界全
体の地盤沈下につながる重大な結果を招きかねない。

建築設計システムが複雑化する中で、大学院でなされる高度な建築教育は、現場に活か
されて建築の安全性を含む良好な品質の確保につながっている。教育すべき専門領域が著
しく拡大する中で、学部4年間の教育では建築の専門家にとって必要な基礎教育もおぼつ
かなくなっていることは厳然たる事実である。諸外国では5年制の教育体系がとられ、UIA
（国際建築家連合）による建築家資格の教育要件としての修学年限は、5年以上と規定さ
れている。一方、我が国大学の建築系教育では学部4年+大学院修士2年として、教育の
国際同等性を確保するとともに、2年間の大学院教育・研究期間によってより高度な専門
家教育を効率的に実施している。実業界とのコラボレーションの中で、さらに実務に近い
形の教育を導入していく方向にある。具体的にそうした取り組みは個々の大学で行われて
おり、所謂プロフェッショナルスクール的な考え方を導入している大学院もある。

また大学院教育が研究に偏りすぎていると言う批判があるが、より深い研究に関与する
中でそれぞれの領域の本質的なことを学ぶことが出来、実務をこなす上で重要な知識力、
判断力、創造力の構築につながっていった。各大学の大学院教育に対する取り組みを
見ると、設計系では実務設計に近い演習を取り入れ、構造、環境系では研究そのものが実
プロジェクトに直結した内容が多いのが現状である。例えば研究の中で実大実験に関与し
て、構造物の実際に破壊する状態を経験することは、学部卒業後の2年間の机上のあるい
は建築生産現場での実務経験よりはるかに有用と考える。大学院での教育・研究は実務を
責任をもって遂行する上で、有用で貴重な経験の場を提供している。

このように、大学院教育は実務に直結する高度な建築教育を担っており、実務経験とし
て十分評価されるべきである。またこれまでの建築士受験資格要件においても、大学学部
の教育は実務経験の一部として認められてきたことからしても、大学院の教育は実務教育
として認められるべきだと考える。

全国建築系大学教育連絡協議会規約

2006年12月14日 理事会決

第1章 総則

第1条（名称） この協議会は、社団法人日本建築学会（以下学会とする）が会長直属の会議体として設置するもので、その名称を全国建築系大学教育連絡協議会（以下、協議会）と称する。

第2条（目的） 協議会は、建築教育と資格問題に関連する諸事項および職能と教育の相互関連のあり方に関して教育機関の意見を集約し、これからの建築教育の理念、内容、方法、評価等についての共通基盤の構築を支援することを目的とする。

第3条（事業） 協議会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）建築教育と資格問題についての建築教育機関の意見の集約と調整
- （2）建築教育と資格に関する内外の情報の収集・整理とその周知
- （3）建築教育と資格問題に関する要望・提言
- （4）教育機関と実務界との相互協力関係の構築
- （5）その他この協議会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

第4条（会員） 協議会の会員は、原則として大学等の建築系の学科およびコースとする。

第5条（登録） 会員として登録しようとする学科等は、別に定める登録申込書を提出し、運営委員会の承認を受ける。

（2）会員は、学科の代表者としてその権利を行使する1名を定め、会長に届け出る。

第6条（退会） 会員は、別に定める退会届を提出して退会することができる。

第7条（登録抹消） 会員が次の各号の一に該当する場合には、運営委員会ならびに総会の議を経て登録を抹消することができる。

- （1）協議会の規約、規則または総会の議決に違反したとき
- （2）協議会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第3章 役員

第8条（種類及び定員） 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）運営委員長 1名
- （3）運営委員 10名以上20名以内

2．会長は学会長が兼務する。

第9条（選任等） 運営委員は会員の中から総会において選任する。

2．運営委員長は運営委員の互選により選任する。

第10条（職務） 会長は本協議会を代表し、その業務を総理する。

2. 運営委員長は会長を補佐し、運営委員会を通じて協議会の運営ならびに会長から委任された会務を処理する。
 3. 運営委員はこの規約および運営委員会の議決に基づいて協議会の業務を執行する。
- 第11条（任期）会長の任期は学会長の在任期間とする。
2. 運営委員の任期は2年とする。ただし補欠または増員により選任された運営委員の任期は、それぞれ前任者または現任者の残任期間とする。
 3. 運営委員は再任されることができる。
 4. 運営委員は辞任または任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第4章 会議

- 第12条（種別） 協議会の会議は、総会及び運営委員会とする。
- 第13条（構成） 総会は会員を以て構成する。
2. 運営委員会は、運営委員を以て構成する。

第5章 総会

- 第14条（権能） 総会は以下に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要事項を議決する。
- (1) この規約の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更
 - (4) 事業報告および収支決算
 - (5) 運営委員の選任または解任
 - (6) その他運営に関する重要事項
- 第15条（開催） 総会は各事業年度に1回以上開催する。
- 第16条（招集） 総会は会長が招集する。
2. 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。
- 第17条（議長） 総会の議長はその総会において出席した会員のなかから選出する。
- 第18条（定足数） 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 第19条（議決） 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第20条（表決権等） 各会員の表決権は平等であるものとする。
2. やむをえない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。
 3. 前項の規定により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。

第6章 運営委員会

第21条(権能) 運営委員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第22条(開催) 運営委員会は運営委員長が必要と認めたときに開催する。

第23条(招集) 運営委員会は運営委員長が招集する。

第24条(アドバイザー) 運営委員会には、運営委員会の選任するアドバイザー若干名を置くことができる。

2. アドバイザーは運営委員会に出席して意見を述べることができる。

第25条(部会) 運営委員会には必要に応じて部会を設けることができる。

第8章 規約の変更および解散

第26条(規約の変更) この規約は、総会の議決を経なければ変更することができない。

第27条(解散) 協議会は総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散できる。

第9章 補則

第28条(補則) この規約に定めのない事項は、学会一般規則を準用する。

全国建築系大学教育連絡協議会 会員一覧

(北海道)

No.	設立基盤	大学名	学部名	学科(コース)名
1	公立	札幌市立大学	デザイン学部	空間デザインコース
2	私立	道都大学	美術学部	建築学科
3	国立	北海道大学	工学部	環境社会工学科建築都市コース
4	私立	北海道工業大学	工学部	建築学科
5	私立	北海道東海大学	芸術工学部	くらしデザイン学科建築コース
6	国立	室蘭工業大学	工学部	建設システム工学科建築コース

(東北)

No.	設立基盤	大学名	学部名	学科(コース)名
7	私立	郡山女子大学	家政学部	人間生活学科建築デザインコース
8	国立	東北大学	工学部	建築社会環境学科都市建築学専攻
9	私立	東北芸術工科大学	デザイン工学部	建築・環境デザイン学科
10	私立	東北工業大学	工学部	デザイン工学科スペースデザイン系
11	私立	東北工業大学	工学部	建築学科
12	私立	日本大学	工学部	建築学科
13	私立	八戸工業大学	工学部	建築工学科

(関東)

No.	設立基盤	大学名	学部名	学科(コース)名
14	国立	茨城大学	教育学部	情報文化課程
15	私立	神奈川大学	工学部	建築学科
16	私立	関東学院大学	工学部	建築学科
17	私立	共立女子大学	家政学部	建築・デザイン学科建築コース
18	私立	慶応義塾大学	理工学部	システムデザイン工学科
19	私立	工学院大学	工学部	建築学科・環境建築コース
20	私立	工学院大学	工学部	建築都市デザイン学科
21	私立	工学院大学	工学部	建築学科・建築学コース
22	私立	国士舘大学	理工学部	理工学科建築学系
23	私立	芝浦工業大学	システム工学部	環境システム学科
24	公立	首都大学東京	都市環境学部	建築都市コース
25	私立	昭和女子大学	生活学部	生活環境学科
26	独立行政法人	職業能力開発総合大学校	能力開発研修センター	
27	国立	千葉大学	工学部	都市環境システム学科環境プランニングコース
28	国立	千葉大学	工学部	デザイン工学科
29	私立	千葉工業大学	工学部	建築都市環境学科
30	国立	筑波大学	理工学群	社会工学類 都市計画主専攻
31	国立	筑波大学	芸術専門学群	デザイン専攻 環境デザイン領域 建築デザイン領域
32	国立	筑波技術大学	産業技術部	総合デザイン学科建築デザインコース
33	国立	東京大学	新領域創成科学研究科	社会文化環境学専攻
34	国立	東京大学	工学部	建築学科
35	国立	東京工業大学	工学部	建築学科
36	私立	東京工芸大学	工学部	建築学科
37	私立	東京農業大学	地域環境科学部	造園科学科
38	私立	東京理科大学	理工学部	建築学科
39	私立	東京理科大学	工学部一部二部	建築学科
40	私立	東洋大学	工学部	建築学科
41	私立	日本大学	理工学部	海洋建築工学科
42	私立	日本大学	生産工学部	建築工学科
43	私立	日本大学	理工学部	建築学科
44	私立	日本大学	芸術学部	デザイン学科建築デザインコース
45	私立	日本大学	生物資源科学部	生物環境工学科
46	私立	日本工業大学	工学部	建築学科
47	私立	日本女子大学	家政学部	住居学科
48	私立	文化女子大学	造形学部	住環境学科
49	私立	法政大学	デザイン工学部	建築学科
50	公立	前橋工科大学	工学部	建築学科
51	公立	前橋工科大学	工学部	総合デザイン学科

52	私立	武蔵工業大学	工学部	建築学科
53	私立	明海大学	不動産学部	不動産学科環境デザインコース
54	私立	明治大学	理工学部	建築学科
55	私立	明星大学	理工学部	建築学科
56	国立	横浜国立大学	工学研究院	建築学コース
57	私立	早稲田大学	創造理工学部	建築学科

(東海)

No.	設立基盤	大学名	学部名	学科(コース)名
58	私立	愛知工業大学	工学部	都市環境学科建築環境学専攻
59	私立	愛知工業大学	工学部	都市環境学科建築学専攻
60	私立	愛知江南短期大学	生活科学科	生活クリエイト専攻 建築・インテリアコース
61	私立	愛知産業大学	造形学部	建築学科
62	私立	愛知産業大学	通信教育部	建築学科
63	私立	愛知淑徳大学	現代社会学部	現代社会学部都市環境デザインコース
64	私立	金城学院大学	生活環境学部	環境デザイン学科
65	私立	静岡文化芸術大学	デザイン学部	空間造形学科
66	私立	稲山女学園大学	生活科学部	生活環境デザイン学科空間環境コース
67	私立	大同工業大学	工学部	建築学科
68	私立	中部大学	工学部	建築学科
69	国立	豊橋技術科学大学	工学部	建設工学系
70	国立	名古屋大学	大学院環境学研究所	都市環境学専攻建築学系
71	国立	名古屋大学	社会環境工学科	建築学コース
72	私立	名古屋芸術大学	デザイン学部	デザイン学科スペースデザインコース
73	国立	名古屋工業大学	工学部	建築・デザイン学科
74	私立	名古屋女子大学	家政学部	生活環境学科
75	公立	名古屋市立大学	芸術工学部	都市環境デザイン学科
76	国立	三重大学	工学研究科	建築学専攻
77	公立	三重短期大学	生活科学科	居住環境コース
78	私立	名城大学	理工学部	建築学科

(北陸)

No.	設立基盤	大学名	学部名	学科(コース)名
79	国立	金沢大学	工学部	土木建設工学科
80	私立	金沢工業大学	環境・建築学部	建築学科
81	私立	金沢工業大学	環境・建築学部	建築都市デザイン学科
82	国立	信州大学	工学部	社会開発工学科建築コース
83	私立	新潟工科大学	工学部	建築学科

(近畿)

No.	設立基盤	大学名	学部名	学科(コース)名
84	国立	大阪大学	大学院工学研究科	地球総合工学専攻建築工学コース
85	国立	大阪大学	工学部	環境エネルギー工学科
86	私立	大阪芸術大学	芸術学部	建築学科
87	私立	大阪工業大学	工学部	建築学科
88	公立	大阪市立大学	生活科学部	居住環境学科
89	私立	関西大学	環境都市工学部	建築学科
90	国立	京都大学	建築学専攻	工学研究科
91	国立	京都工芸繊維大学	工芸科学部	造形工学課程
92	私立	京都女子大学	家政学部	生活造形学科
93	私立	京都精華大学	デザイン学部	建築学科
94	公立	京都府立大学	人間環境学部	環境デザイン学科
95	私立	近畿大学	理工学部	建築学科建築システムコース 建築デザインコース
96	国立	神戸大学		建築学科
97	公立	滋賀県立大学	環境科学部	環境建築デザイン
98	公立	滋賀県立大学	人間文化学部	生活文化学科・生活デザイン専攻
99	国立	奈良女子大学	生活環境学部	住環境学科
100	公立	兵庫県立大学	環境人間学部	環境人間学科居住空間計画コース
101	私立	武庫川女子大学	生活環境学部	建築学科
102	私立	立命館大学	理工学部	建築都市デザイン学科
103	国立	和歌山大学	システム工学部	環境システム学科

(中国)

No.	設立基盤	大学名	学部名	学科(コース)名
104	公立	岡山県立大学	デザイン学部	デザイン工学部建築デザインコース
105	私立	岡山理科大学	総合情報部	建築学科
106	私立	川崎医療福祉大学	医療福祉マネジメント学部	医療福祉デザイン学科 スペースデザインクラス
107	国立	広島大学	工学部	建築プログラム
108	私立	広島工業大学	環境学部	環境デザイン学科
109	私立	広島国際大学	工学部	住環境デザイン学科
110	私立	広島国際大学	工学部	建築学科
111	私立	福山大学	工学部	建築学科

(九州)

No.	設立基盤	大学名	学部名	学科(コース)名
112	国立	大分大学	工学部	福祉環境工学科建築コース
113	公立	北九州市立大学	国際環境工学部	環境空間デザイン学科
114	国立	九州大学	工学部	建築学科
115	国立	九州大学	芸術工学部	環境設計学科
116	私立	九州共立大学	工学部	建築学科
117	私立	九州産業大学	工学部	建築学科
118	私立	九州東海大学	工学部	建築学科
119	私立	近畿大学	産業理工学部	建築・デザイン学科
120	国立	熊本大学	工学部	建築学科
121	私立	久留米工業大学	工学部	建築・設備工学科
122	国立	佐賀大学	理工学部	都市工学科
123	私立	崇城大学	工学部	建築学科
124	私立	第一工業大学	工学部	建築デザイン学科
125	私立	東和大学	工学部	環境デザイン工学科
126	国立	長崎大学	工学部	構造工学科
127	私立	長崎総合科学大学	工学部	建築学科
128	私立	日本文理大学	工学部	建築学科
129	私立	福岡大学	工学部	建築学科